



知的財産法体制の概要

アラブ首長国連邦

1 国家構成

アラブ首長国連邦 (UAE) は、アブダビ、ドバイ、アジュマーン、フジャイラ、ラアス・アル・ハイマ、シャルジャ、ウンム・アル・クウェインの7首長国で構成されています。1971年、6首長国が集合してアラブ首長国連邦を建国しました (数年後、七番目の首長国ラアス・アル・ハイマが加入)。

暫定憲法が各首長国の首長により調印され、1996年12月に更新されました。暫定憲法の規定に基づき、UAEは、各首長国の国境を越えて、独立した主権国家として存在しています。この体制の中で、各首長国は、それぞれ独立した統治権を有します。

2 条約

UAEは、下記の世界知的所有権機関 (WIPO) 条約に加盟しています :

- WIPO条約 (1974年9月24日加盟)
- 工業所有権の保護に関するパリ条約 (1996年9月19日加盟)
- 特許協力条約 (PCT) (1999年3月10日加盟)
- 文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約 (2004年7月14日加盟)
- 著作権に関する世界的知的所有権機関条約 (WCT) (2004年7月14日加盟)
- 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関するローマ条約 (2005年1月14日加盟)
- 実演及びレコードに関する世界的知的所有権機関条約 (WPPT) (2005年6月9日加盟)

また UAE は、未加盟の標章登録のための商品及びサービスの国際分類に関する二一ス協定 (第10版) の方針を採用しています。

UAE は下記の協定にも加盟しています：

- WTO 協定
- 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS) (1996 年 4 月 10 日加盟)
- 湾岸協力会議 (GCC) (1998 年 11 月加盟)

3 知的財産に関する法律

知的財産に関する事柄について定める特定の法律：

- 商標に関する 1992 年連邦法第 37 号、2002 年連邦法第 8 号により改正
- 著作権に関する 2002 年連邦法第 32 号、2006 年連邦法第 32 号により改正
- 産業上の規制、特許、図面、デザインの保護に関する 2002 年連邦法第 17 号、2006 年連邦法第 31 号により改正
- 消費者の保護に関する 2006 年連邦法第 24 号
- 湾岸アラブ諸国の共通関税に関する 2007 年連邦法令第 85 号
- 観光業および遺跡のための国民会議設立に関する 2008 年連邦法第 6 号
- 品種改良の保護に関する 2009 年連邦法第 17 号

4 商標

- (a) **定義：** 商標とは、商品、製品あるいはサービスの出所を他と区別して認識可能とするために用いられる標識を指します。
- (b) **保護および権利：** 商標は、登録申請後 10 年間保護され、登録期間の最終年に更新しますことで、さらに 10 年間登録を延長できます。商標権は、最初の商標登録の申請後 1 ヶ月以内に請求することができます。
- (c) **登録：** 経済商業省は、商標登録申請を受理後、その標識が、登録可能なものであるか否か審査の上、決定を下します。申請者は、決定に不服がある場合、通知後 30 日まで不服を申し立てることができます。不服申し立てが棄却された場合、申請者は、棄却通知後 60 日まで裁判所に提訴することができます。商標登録の申請が承認されると、商標は、情報誌および UAE の二つの新聞にて公表されます。この費用は申請者が負担します。商品登録に反対する者は、公表後 30 日まで異議を申し立てることができます。登録申請者は、UAE 商標部から異議申し立ての通知を受けてから 30 日以内に反論を提出しなければなりません。公式な証拠開示手続き

はありませんが、当事者は、係争の公聴会にて証拠資料を提出できます。審議は、登録への異議申し立てから決定が下るまで5年の期間を要することもあります。決定は、通常、審議の当日ではなく、後日書面にて通知されます。決定の通知後15日まで、不服を申し立てることができます。当事者は、決定の通知後、60日まで裁判所に提訴することができます。反対者がいなければ、登録料を支払った上で、正式に商標登録されます。申請者には登録証明が与えられます。登録の完了後、商標の所有者は、希望すれば、UAEの税関に商標権の登録を求めることができます。

- (d) **未登録商標**：未登録商標の所有者は、次の場合、商標使用者に処罰を与えることができます (i) 誤解を招き得る商標が使用された場合、(ii) 架空の、偽造された、または模倣された商号を含む商標が使用された場合。
- (e) **不使用**： 商標登録申請あるいは更新申請に際し、商標の使用を裏付ける証拠を提出する必要があります。しかし、登録日から5年間継続して商標が使用されなかったことを裏付ける証拠があれば、第三者は商標登録の解除を申請することができます。登録解除は、商標情報誌およびUAEの二つの新聞に掲載されます。
- (f) **ライセンス**： 商標の使用ライセンスは文書化され認証された上で、1人あるいは複数の者に与えることができます。ライセンスは、商標登録期間を超えて使用することはできません。また、商標情報誌とUAEの二つの新聞にて公表する必要があります。この費用は申請者が負担します。ライセンスは登録後、第三者に対して効力を生じます。
- (g) **侵害と罰則**： 商標の侵害あるいは無許可の使用は、禁固刑および/あるいはAED5,000 (US\$1,350) *以上の罰金の対象となります。

5 著作権

- (a) **保護および権利**： 著作権は、作者の生存期間および死後50年間保護されます。共同制作の場合、著作権は、作者の生存期間および全ての作者の死後50年間保護されます。共有の著作物に関し、作者が法人の場合、保護期間は、最初に公表されてから50年間とされます。作者が個人の場合、個人制作あるいは共同制作による著作物の場合と同じ保護期間が適用されます。
- (b) **著作物の種類**： 著作物の製作者、人格権あるいは経済的権利を有する者は、書籍、記事、コンピューターソフトウェア、講演、音

楽、演劇、映像、写真、技術計画、地図、スケッチ、絵画に関し、著作権の保護を申請することができます。

- (c) **登録**： 著作権の対象となる著作物は、経済省に預ける、あるいは登録することができます。しかし、著作物を預けない、あるいは登録しないことにより、著作権法が定める権利が無効となることはありません。ただし、著作権行使の便宜上、登録が推奨されています。登録証明書が、UAE法務執行員とのやり取りにおいて、有利に働くためです。
- (d) **所有権**： 著作物を制作した者を著作者と言います。複数の個人が著作物の制作に貢献し、それぞれの貢献を分割することが不可能な場合、特別な合意のない限り、制作に関わる者全員が共同著作者とみなされます。共有の著作物に関し、複数の個人が制作に関わったとしても、所有権は、単独の法人あるいは個人にあるとされます。
- (e) **譲渡**： 著作権は譲渡することができます。ただし、譲渡される権利を書面で明確にすることを前提とし、その権利譲渡の目的、譲渡期間、利用場所を示す明細書が必要となります。
- (f) **侵害と罰則**： 著作権の侵害は、2ヶ月以上の禁固刑およびAED10,000(US\$2,750)*以上の罰金の対象となります。

6 特許

- (a) **保護および権利**： 工業所有権局は特許を申請の受理後、その発明が、新しく独創的なものであり、工業上の利用性があるか否かを審査の上、決定を下します。特許あるいは実用新案登録書は、経済省から授与され、官報で公表されます。申請が棄却された場合、申請者は、通知日から60日間、決定に対し不服を申し立てることができます。特許登録に反対する者は、公表から60日間、異議を申し立てることができます。特許または新案登録書は、特許所有者に発効されます。最初の登録申請から12ヶ月以内に特許権を請求することができます。特許は、申請日から20年間保護されます。特許保護期間中、年間特許料を支払わなければなりません。
- (b) **所有権**： 発明の所有者を発明者と言います。発明者が被雇用者の場合、特別な合意がない限り、雇用者がその発明の所有者とみなされます。

- (c) **未使用**： 特許保有者がその発明を利用しない場合、第三者は、特許権を行使するために必要なライセンスを求め、申請することができます。ライセンスは、多くの条件を満たした上で、特許が下りた日から3年間有効とされます。
- (d) **譲渡およびライセンス**： 特許およびその利用は譲渡可能です。譲渡契約は、工業所有権局の関連部職員あるいは公証人の立会いのもと当事者双方が契約書に署名、登録後、官報にて公表されなければなりません。また特許は、書面にて当事者の署名をもって合意の上、正式に登録された上で、使用ライセンスを与えることができます。ライセンスは、特許の保護期間を超えて使用することはできません。
- (e) **侵害と罰則**： 特許権の侵害は、3ヶ月以上2年未満の禁固刑および/あるいはAED 5,000 (US\$ 1,350)*の罰金の対象となります。
- (f) **言語**： UAEの公用語はアラビア語であるため、PCT制度に基づく申請も含め、特許申請書は全てアラビア語で作成されなければなりません。したがって、技術特許の詳細の訳出に必要な期間も考慮して申請のスケジュールをたてる必要があります。特に申請期限を念頭に置かねばなりません。アラビア語の翻訳には10営業日を要することもあります。現在のところ、期限に間に合うよう、アラビア語以外の言語で、一旦申請を提出し、その後、アラビア語の翻訳を提出することは認められていません。

7 意匠権

- (a) **保護と権利**： デザインおよび設計図は、保護を受けるために登録する必要があります。デザインおよび設計図の保護申請は、工業所有権局に提出します。現在、局員の審査は、手続き条件が満たされるか否かにとどまり、意匠に関し詳細な審査は行いません。一度に20件までデザインまたは設計図の登録申請を行うことができますが、それらは制作あるいは使用において関連性のあるものでなければなりません。申請が棄却された場合、決定の通知後60日間、決定に対し不服を申し立てることができます。保護命令は、経済省が授与し、官報で公表されます。意匠保護命令に反対する者は、公表日から60日間、異議を申し立てることができます。申請が棄却された場合、申請者は、決定の通知日から60日間、控訴することができます。意匠権は、最初の申請を提出してから6ヶ月以内に請求することができます。工業設計図およびデザインは、登録日から10年間保護されます。この期間、申請が認められる前の審査期間も含め、年間登録料を支払わねばなりません。

- (b) **譲渡およびライセンス**：工業デザイン、設計図およびその申請は譲渡可能です。譲渡契約は、工業所有権局の関連部職員あるいは公証人の立会いのもと当事者双方が契約書に署名、登録後、官報にて公表されなければなりません。デザインおよび設計図は、書面にて当事者の署名をもって合意の上、正式に登録された上で、使用ライセンスを与えることができます。ライセンスは、特許の保護期間を超えて使用することはできません。
- (c) **侵害と罰則**：意匠権の侵害は、3ヶ月以上2年未満の禁固刑、および / あるいは AED 5,000 (US\$ 1,350)*の罰金の対象となります。

* 通貨換算は近似値

Key contacts

Rob Deans, Partner
Dubai, UAE
rob.deans@clydeco.com

Takamasa Makita, Legal Director
Dubai, UAE
takamasa.makita@clydeco.com

Jon Parker, Head of Trade Marks
Dubai, UAE
jon.parker@clydeco.com

Clyde & Co accepts no responsibility for loss occasioned to any person acting or refraining from acting as a result of material contained in this summary. No part of this summary may be reproduced in any form or by any means, electronic, mechanical, photocopying, reading or otherwise without the prior permission of Clyde & Co.

Clyde & Co LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales. Regulated by the Solicitors Regulation Authority. Qatar Financial Centre Branch licensed by the QFCA. DIFC office registered with the DFSA. Abdulaziz A. Al-Bosaily Law Office in association with Clyde & Co LLP is licensed in Riyadh - see www.albosailylawoffice.com for licence detail.

© Clyde & Co LLP 2013

Contact Offices



Dubai
Tel: +971 4 384 4000
Fax: +971 4 384 4004

Doha
Tel: +974 4496 7434
Fax: +974 4496 7412

Tripoli
Tel: +218 21 335 1433

Abu Dhabi
Tel: +971 2 644 6633
Fax: +971 2 644 2422

Riyadh*
Tel: +966 1 200 8817
Fax: +966 1 200 8558

LLP offices and associated* offices:
Abu Dhabi Belgrade* Caracas Dar es Salaam* Doha Dubai Guildford Hong Kong London Montréal Moscow Mumbai*
New Delhi* New Jersey New York Paris Piraeus Rio de Janeiro Riyadh* San Francisco Shanghai Singapore
St Petersburg* Toronto